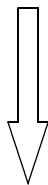


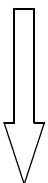
空き家等売りたい・貸したい方 (空き家等の所有者等) へ

登録できる情報



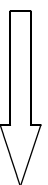
町内の空き家等（空き家、空き店舗、アパートの一室）

登録できる人



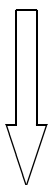
上記①の所有者で所有権その他の権利により売買、賃貸を行うことができる人
※相続や所有権以外の権利設定がある場合や共有名義の場合は権利関係者の承諾がないと登録できません。

物件の仲介契約（選択）



町内に空き家等を所有している方で「売りたい」又は「貸したい」方で宅地建物取引業者の仲介を希望する方は、登録している宅地建物取引業者から仲介を依頼する業者を選び、仲介契約を締結してください。
宅地建物取引業者が現地調査を行います。

物件の登録申請



町内に空き家等を所有している方は、「空き家バンク物件登録申込書」(第1号様式)、空き家バンク物件登録カード(第2号様式)に必要事項を記入して必要な書類を添えて町役場住民課に郵送若しくは持参してください。

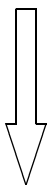
●送付先

〒039-0292 田子町大字田子字天神堂平81

田子町役場 住民課 宛

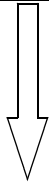
TEL0179-20-7119 FAX0179-32-4294

空き家の情報提供



登録物件の概要や間取り図、写真等を町のホームページで公開します。
※所有者の住所、氏名等の個人情報は公開しません。
※空き家バンクでの物件情報の登録期間は、2年間です。

物件の交渉



購入等を希望する方が現れましたら、宅地建物取引業者の仲介により交渉が始まります。

相對契約を希望する物件については、購入等を希望する方に所有者の連絡先をお知らせしますので、直接利用希望者と交渉を進めて下さい。

※物件の交渉には、町は一切関与しません。

契約

契約が成立しましたら、その結果を町に報告して下さい。

留意事項

●空き家等の売買契約や賃貸借契約のトラブルを避けるため、宅地建物取引業者に仲介していただくことをお勧めします。

これにより宅地建物取引業法に定められた仲介手数料が発生しますので、あらかじめご了承ください。

※仲介手数料は、売買等契約が成立した場合のみ生じます。

●仲介する宅地建物取引業者は、町に登録している「空き家バンク仲介業者」の中から空き家の所有者に事前に選んで頂きます。

●空き家バンクに登録できる期間は2年間です。2年経過後は登録が抹消されますが、再度継続して登録することもできます。

■問い合わせ

〒039-0292 田子町大字田子字天神堂平81

田子町役場 住民課

TEL0179-20-7119 FAX0179-32-4294

